

仲裁法等の改正に関する論点の補充的検討（５）

○ 執行力を付与し得る対象となる和解合意の範囲

5

調停による和解合意に執行力を付与することとする場合に、その対象となる和解合意の範囲について、どのように考えるか。

【甲案－国際性を有する和解合意のみを適用対象とする案】

(1) この法律は、民事上の紛争の解決を目的とする調停において成立し、書面によってされた当事者間の合意（以下「和解合意」という。）について適用する。ただし、和解合意の成立の時ににおいて、次に掲げる事由のいずれかがあるときに限る。

- ① 当事者の全部又は一部が互いに異なる国に住所、事務所又は営業所を有するとき。
- ② 当事者の全部又は一部が住所、事務所又は営業所を有する国が、和解合意に基づく義務の重要な部分の履行地又は和解合意の対象である事項と最も密接な関係がある地と異なるとき。
- ③ 当事者の全部又は一部が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するとき（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして別途定める者が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するときを含む。）。
- ④ 当該紛争に係る民事上の契約又は取引によって生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるとき。

(2) 前記(1)①及び②の適用において、当事者が二以上の事務所又は営業所を有するときの事務所又は営業所とは、和解合意の成立の時ににおいて、当事者によって知られていたか又は予期されていた事情に照らして、和解合意によって解決された紛争と最も密接な関係がある事務所又は営業所をいう。

【乙案－国際性を有する和解合意に限定せず、国内の事案も適用対象とする案】

乙１案

この法律は、民事上の紛争の解決を目的とする調停において成立し、書面によってされた当事者間の合意（以下「和解合意」という。）について適用

する。

乙2案

甲案に、次の規律を加える。

- (3) この法律は、前記(1)の規定にかかわらず、認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第2条第3号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により成立した和解合意について適用する。（注）

（注）乙2案は、国際性を有しない和解合意につき、対象となる和解合意の範囲に一定の制限を設ける規律を提案するものであり、その一例として、認証紛争解決手続により成立した和解合意を対象とすることを記載しているが、その範囲について他の規律を設けることを排除するものではない。

（説明）

1 執行力を付与することの正当化根拠

調停による和解合意に執行力を付与するための制度を創設するに当たっては、和解合意を新たな債務名義として認めるに足りる正当化根拠が必要である。この点について、本部会における議論では、当事者が、既に紛争が生じている状況において、その紛争を友好的に解決しようとの意思をもって調停人の関与の下で調停手続を行い、その手続の結果として当事者間に和解合意が成立した場合には、当事者の合意の尊重という観点から、当該和解合意に執行力を付与することの正当性が認められ、さらに、裁判所による執行決定により執行力が付与されるとの規律を設けることで、債務名義の作成過程において公的機関である裁判所が関与することになることから、既存の債務名義との整合性の観点からも、和解合意を新たな債務名義として認めるだけの正当性が認められるとの整理がされた。このような整理を前提とする限り、和解合意が「国際性」を有するか否かにより差異は生じないものと考えられる。

2 対象となる和解合意の範囲

- (1) 執行力を付与し得る対象となる和解合意の範囲につき、前記のとおり、正当化根拠との関係では、「国際性」の有無によって異なる規律を設ける理由はないことから、理論的には乙1案を採用することが可能であると考えられる。もっとも、執行力を付与することを理論的に正当化できることと、今般、いかなる範囲において新たな制度を創設するかということとは区別され得るものと考えられ、その範囲を検討するに当たっては、規律を設けることの必要性や弊害などを総合的に考慮する必要がある。

- (2) 「国際性」を有する和解合意が締結されるような事案においては、執行証書（民事執行法第22条第5号）、即決和解（民事訴訟法第275条）等の執行力を付与するための代替手段を利用することは容易ではなく、和解合意の内容が任意に履行

されなかった場合に改めて訴訟を提起することの負担も大きい。更には、シンガポール条約が発効し、今後、同条約の規律が世界標準となっていくことが見込まれるところ、我が国の法制度が同条約に対応できていなければ、同条約に対応した法制度を持つ国の当事者からすると、日本の当事者との間で紛争が生じ、調停により和解合意に至ったとしても、自身が債務を負う和解合意について自国で強制執行がされるにもかかわらず、日本の当事者が債務を負う和解合意について日本で強制執行をすることができないことになる。このような事態が生ずるとすれば、海外に進出をする日本企業が国際調停を利用することは困難となる。以上を踏まえると、「国際性」を有する和解合意に執行力を付与する必要性は高いものと考えられる。

もっとも、和解合意に基づく強制執行の必要性が現実化するのには、債務者において和解合意に基づく義務が任意に履行されなかった場面であるが、国内の事案においても、そのような場面において前記代替手段を利用することは困難であることに変わりはない。そして、そもそも、我が国において調停が利用される事案においては、紛争の額が比較的小さいものが一定程度含まれていることを踏まえると、代替手段を利用するための更なる金銭的負担をかけずに執行力を付与する必要性が高いと考えられる。また、我が国においては、調停による和解合意に対する執行力の付与について、ADR法の制定時から検討が続けられているところ、この間、様々な分野の紛争を取り扱う多数のADR機関が設立されて、その実績も相当程度蓄積され、我が国におけるADRが信頼できる紛争解決手段として定着しつつある中、調停による和解合意に執行力を付与すべきとの気運が高まっている。令和2年10月、法務省大臣官房司法法制部において立ち上げられた「ODR推進検討会」では、調停による和解合意に執行力がないことがADR利用促進の妨げの要因となっていることが指摘されるなどし、執行力の付与を求める意見が多数を占めた(参考資料8)。以上を踏まえると、国内の事案においても和解合意に執行力を付与する必要性は高く、必要性の観点から、「国際性」の有無により執行力の有無に差を設けるほどの有意な差を見いだすことは困難であると考えられる。

(3) 一方、執行力を付与することの「弊害」について、「和解合意の成立が当事者の真意かつ終局的意思に基づくものではなく、当該和解合意の内容に実体的、手続的正当性が認められないにもかかわらず、強制執行がされるおそれがあること」との整理(部会資料4-2の6頁参照)を前提とすれば、「弊害」とは執行力を付与することの正当化根拠を欠く場合であることを意味するものと考えられることから、前記1記載のとおり、「国際性」の有無により「弊害」の有無に違いはないものと考えられる。もっとも、我が国のADRの利用実績等を踏まえると、国内の事案については、紛争の性質や当事者の特性等に様々なものが想定されるため、「国際性」を有する和解合意と比較して、「弊害」が生じ得る頻度が高まるとも考えられる。

そこで、国内の事案については、執行決定手続の前の段階で「弊害」が生じ得る和解合意をできる限り排除するとの観点から、乙2案（注）のように、執行力を付与し得る対象につき、認証紛争解決手続により成立した和解合意など、一定の範囲に限定するとの規律を設けることも考えられる。

5 以上を踏まえ、執行力を付与し得る対象となる和解合意の範囲について、どのように考えるか。

（注）パブリック・コメントの手続により中間試案に対して寄せられた意見では、乙2案を支持するものが最も多かった。ただし、その内容としては、ADR法上の認証紛争解決手続によって成立した和解合意のみならず、弁護士が調停人として関与した和解合意や、いわゆる弁護士会ADRの手続において成立した和解合意等も適用範囲に含めるべきであるとの意見がみられたが、他方、ADR法上、弁護士関与制度以外は和解合意に執行力を付与することを担保するための措置はとられていないことから、認証紛争解決機関であるということのみをもってその和解合意に執行力を付与することには疑問があり、併せて他の規律を設ける方向で検討すべきであるとの意見もみられた。

3 「国際性」の規律の内容

中間試案においては、「国際性」の要件につき、シンガポール条約の規律より広い範囲の和解合意についても適用を可能とする規律を提案している。もっとも、仮に、乙2案を採用する場合には、シンガポール条約の規律によれば「国際性」を有しないとされる和解合意についても、（一定の範囲に限定されるものの）執行力を付与し得る対象となる。そこで、このような場合においては、「国際性」の要件につき、シンガポール条約の規律より広く適用することが可能な規律を設ける必要があるかについては、別途検討する必要がある。

また、我が国の国内法において、「国際性」の要件につきシンガポール条約の規律よりも適用範囲を広げた規律を設けるとすると、その要件を満たす和解合意が成立したときは、日本企業が債務を負う和解合意について日本で強制執行をすることが可能となるが、相手企業の国の法律がシンガポール条約と同じ「国際性」の規律を設けているとすれば、（相手企業の財産が日本にあり、日本で強制執行ができる場合でない限り、）相手企業が債務を負う和解合意についてその相手国で強制執行をすることはできない場合が想定される。例えば、シンガポール条約と同じ「国際性」の規律を国内法として整備しているA国の企業（A国に本店を有する企業）のA国本店と日本企業（日本に本店を有する企業）のA国支店との間の取引に関する紛争が生じ、調停により和解合意が成立した場合であって、和解合意の義務履行地等もA国であった場合には、シンガポール条約の規律を前提とすると「国際性」の要件を満たさないので、A国企業が債務を負う和解合意について、A国において強制執行することはできない。

一方、我が国の国内法においては、中間試案本文(1)③の規律により「国際性」の要件を満たすことになるから、日本企業が債務を負う和解合意について日本で強制執行をすることができることになる。そして、前記2(2)記載のとおり、シンガポール条約の規律が世界標準となっていくことが見込まれるところ、「国際性」の要件について、日本における強制執行の可能性を広げる規律を設ける必要があるかという点についても、検討する必要がある。

以上を踏まえ、「国際性」の規律の内容について、どのように考えるか。